**小樽市「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」推進事業業務仕様書**

**１．業務名**

　　小樽市「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」推進事業業務

**２．業務の目的**

地球温暖化防止のため、幅広く市民に対し、日々の生活の中でＣＯ２排出を削減する賢い選択「Ｃ

　ＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の重要性について理解を促し、実践に結びつけることを目的として実施する。

**３．履行期間**

契約締結の日から令和３年２月１２日（金）まで

**４．業務内容**

　（１）多様な媒体を利用した「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」普及啓発

　　　①交通広告による啓発の実施（ラッピングバスの運行）

　　　　＜実施期間＞

　　　　　令和３年２月５日（金）までに３ヶ月間掲示

　　　　＜内容＞

　　　　　小樽市内の路線バスにおけるラッピングバスの運行により、低炭素である公共交通機関の利用促進を中心とした「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の普及啓発を実施する。

　　　　　　　　・バスラッピング　１台

　　　　＜業務遂行の要点＞

　　　　・「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の認知度の向上が図れるよう効果的なキャッチフレーズやデザインを用いること。

・「公共交通機関の利用促進」について、市民の取組の実践を促すことができるよう、広告の掲載の内容を工夫すること。

・「公共交通機関の利用促進」のほか、「省エネ機器の買換促進」、「省エネ住宅の普及促進」、「エコカーの普及促進」、「ウォームビズ実施の推進」、「照明の効率的な利用促進」、「エコドライブの推進」、「低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など）」を広告内容に追加してもよいものとする。

　　　②「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」動画の配信

　　　　＜実施期間＞

　　　　　令和２年１１月初旬から令和３年２月５日（金）まで

　　　　＜内容＞

　　　　　「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の普及啓発動画を作成し、YouTubeを利用して配信する。

・YouTube動画の作成及び配信：１分程度以下の短時間の動画　２本以上

・小樽市の特色、地域性を動画に入れるなど、小樽市民の興味・関心度を高めるように工夫する。

　　　　＜業務遂行の要点＞

　　　　・「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の認知度の向上が図れるよう短時間で効果的な内容の動画とすること。

・「省エネ機器の買換促進」、「省エネ住宅の普及促進」、「エコカーの普及促進」、「ウォームビズ　　　　実施の推進」、「照明の効率的な利用促進」、「エコドライブの推進」、「公共交通機関の利用促進」、「低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など）」のいずれかについて、市民の取組の実践を促すことができるよう、動画の内容を工夫すること。

　　　③ＳＮＳを利用したインターネット広告等による普及啓発

　　　　＜実施期間＞

　　　　　令和２年１０月初旬から令和３年２月５日（金）まで

　　　　＜内容＞

　　　　　フェイスブック、インスタグラムといったＳＮＳを利用したインターネット広告等で配信することにより、様々な世代の市民に対して、「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の普及啓発を実施する。

　　　　　　（ア）ＳＮＳを利用したインターネット広告

　　　　　　　　・広告媒体はフェイスブック、インスタグラムとする。

　　　　　　　　・小樽市民をターゲットに配信する。

　　　　　　　　・複数回実施する。

1. ＳＮＳの投稿による啓発

　　・複数回実施する。

　　　　　　（ウ）外部ホームページの作成

　　　　　　　　・「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の普及啓発に効果的なデザイン、内容の外部ＨＰを作成

　　　　　　　　　する。

　　　　　　　　・上記（ア）（イ）により外部ホームページへの誘導を図る。

・上記②の動画を視聴できるものとする。

・「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」賛同募集フォームを作成する。

　　　　　　　　・外部ＨＰ作成は、市のサーバー環境は使用しないものとする。

　　　　＜業務遂行の要点＞

「省エネ機器の買換促進」、「省エネ住宅の普及促進」、「エコカーの普及促進」、「ウォームビズ実施の推進」、「照明の効率的な利用促進」、「エコドライブの推進」、「公共交通機関の利用促進」、「低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など）」について、市民の取組の実践を促すことができるよう、掲載の内容を工夫すること。

　　　④普及啓発パンフレット・ポスター・その他の広告媒体による普及啓発

　　　　＜実施期間＞

　　　　　令和２年１０月初旬から令和３年２月５日（金）まで

　　　　＜内容＞

　　　　　普及啓発パンフレット、ポスター等の普及宣伝に効果的な広告媒体を用いて様々な世代の市民に対して、「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の意義、必要性をはじめ、日々の暮らしの中で取り組むことができる「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の事例を紹介するなどして普及啓発を実施する。

1. パンフレット

・部数：４０,０００部（新聞折込、ほか設置・イベント配布用含む）

1. ポスター

・部数：１００部

　　　　＜業務遂行の要点＞

　　　　「省エネ機器の買換促進」、「省エネ住宅の普及促進」、「エコカーの普及促進」、「ウォームビズ

　　　　実施の推進」、「照明の効率的な利用促進」、「エコドライブの推進」、「公共交通機関の利用促進」、

　　　　「低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など）」について、市民の取組の実践を

　　　　促すことができるよう、掲載の内容を工夫すること。

　（２）「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」普及啓発イベントの実施

　　　「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」塗り絵＆我が家のエコアイデア展覧会

　　　　＜実施期間＞

　　　　　令和３年１月３１日までに１回

　　　　＜内容＞

　　　　　幼稚園児等を対象に、「COOL CHOICE」塗り絵を作成してもらうと同時に各家庭で保護者の方に我が家のエコアイデアを記載してもらうことで、クールチョイスの実践のきっかけづくりを行う。塗り絵とエコアイデアの作成物は、市内で集客数の多い大型商業施設で展覧会を行うことで、様々な世代の市民に対して「COOL CHOICE」の啓発を図る。

　　　　＜業務遂行の要点＞

　　　　「省エネ機器の買換促進」、「省エネ住宅の普及促進」、「エコカーの普及促進」、「ウォームビズ　　　　実施の推進」、「照明の効率的な利用促進」、「エコドライブの推進」、「公共交通機関の利用促進」、　　　　「低炭素物流の普及促進（宅配便再配達防止の普及促進など）」のいずれかについて、市民の取組の実践を促すことができるよう工夫すること。

　　　　＜その他＞

新型コロナウイルスの影響により、上記の内容で開催できない場合、代替案として、開設している保育所や放課後児童クラブの利用者に塗り絵等の作成を依頼し、展示場所は、市役所等の開設している施設で実施する。

　（３）「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」賛同募集

　　　　＜実施期間＞

　　　　　令和２年１０月初旬から令和３年２月５日（金）まで

　　　　＜内容＞

　　　　　企業及び団体、市民（個人）に対し、「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」の賛同募集を実施し、賛同

　　　　を得ること。

　　　　・賛同募集用紙は市民（個人）向け１種類を作成すること。※企業及び団体向けの賛同募集用紙は環境省の定型様式を使用すること。

　　　　＜業務遂行の要点＞

　　　　　賛同数は、企業及び団体からは３０社以上、市民（個人）からは３００人以上とする。

**５．成果品**

業務実施後、成果品として下記のものを令和３年２月１２日（金）までに納品すること。

　（１）業務実施報告書３部及び電子データ

　　　　・普及啓発の内容、活用及び実施方法等を記録すること。

　　　　・イベントの実施状況のわかる写真、紙面掲載物、作成物等を記録すること。

　（２）普及啓発のための各種制作物及び電子データ　１式

　（３）回収した「ＣＯＯＬ ＣＨＯＩＣＥ」賛同用紙及び集計表

**６．その他**

（１）本業務の委託料に含まれるものは、令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業）交付規定（令和２年４月１３日付け地循社協第0204131号）に定める補助対象経費（事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、諸謝金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、雑役務費、使用料及び賃借料及び消耗品費））とする。なお、販促品（ノベルティ）は補助対象外であるため留意すること。

また、事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証明する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておくこと。

　（２）業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は市と常に密に連絡を取り、　　　　相互に理解し作業を進めること。

　（３）受託者が本業務を実施するに当たり、本仕様書に記載のないものであっても、社会通念上当然　　　　と認められる事項については、受託者の責任において行うものとする。

　（４）本業務実施に当たり必要な事項については、市と協議すること。

　（５）受託者は、小樽市個人情報保護条例その他の関係法令を遵守し、業務上知り得た個人情報等を　　　　他に漏らしてはいけない。また、業務終了後も同様とする。

　（６）本業務で制作する一切の著作物の著作権等の権利は、市に帰属するものとする。